注意事項

大阪大学大学院医学系研究科・医学部および大阪大学医学部附属病院における研究責任医師・研究分担医師について

1. 研究責任医師は常勤である者とする。
（※大学院生や招聘職員等の非常勤職員は不可）

2. 研究責任医師・研究分担医師は CROCO「研究者向けコース・臨床研究法研究者コース」を修了していることとする。
(※修了されていなければ承認できません)

3. 研究責任医師の要件は以下 1)～4)とする。
1)研究における医薬品・医療機器等の適切な使用方法に精通している者とする。

2)研究対象者に対し、医療行為の責任を負うことができる者。

3)研究責任医師は臨床研究に係る業務を統括することができ、研究分担医師等を置く場合は、研究分担医師等に対し、適正かつ安全な研究の実施に必要な指導・管理を行うことができる者。

4)研究責任医師は、研究を行うのに必要な時間的余裕を有することができる者。